

支給限度額について

住宅改修の支給限度基準額は、原則被保険者1人につき同一の住宅で20万円です。20万円の住宅改修を行った場合、自己割合が1割なら自己負担2万円、2割なら4万円となり、差額の18万円又は16万円が保険給付されます。また、20万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

また、上限金額である20万円を1回の改修で使い切らずに、状態の変化に合わせて数回に分けて使うこともできます。

20万円の住宅改修 → 1割負担の場合
 保険給付額 20万円×0.9=18万円
 (1円未満の端数切捨て)
 (20万円を超えた部分については全額自己負担)

※負担割合について

平成27年8月より、要介護(支援)認定者に負担割合が記載された負担割合証が発行されています。

★要介護状態が著しく重くなった場合の例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分が3段階以上上がった場合(3段階リセット)に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます(初回分の住宅改修について支給限度支給額の残額があっても、追加分に持ち越されず20万円となります)。

なお、この例外は、同一被保険者について1回のみ適用されます。

◎要介護区分の段階

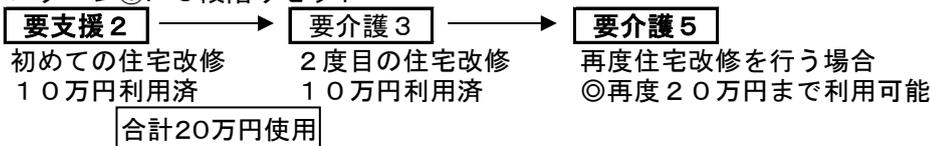
要介護区	段階
要支援1	第一段階
要支援2	第二段階
要介護1	
要介護2	第三段階
要介護3	第四段階
要介護4	第五段階
要介護5	第六段階

◎要介護区分の3段階以上上がる例

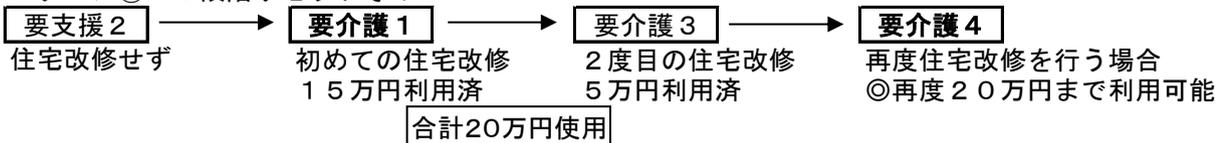
初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	⇒	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1 (第一段階)	⇒	要介護3 (第四段階) 要介護4 (第五段階) 要介護5 (第六段階)
要支援2 (第二段階)	⇒	要介護4 (第五段階)
要介護1 (第二段階)	⇒	要介護5 (第六段階)
要介護2 (第三段階)	⇒	要介護5 (第六段階)

◇具体例

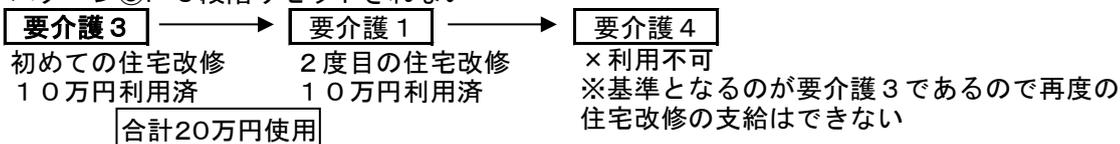
パターン①. 3段階リセット



パターン②. 3段階リセットその2

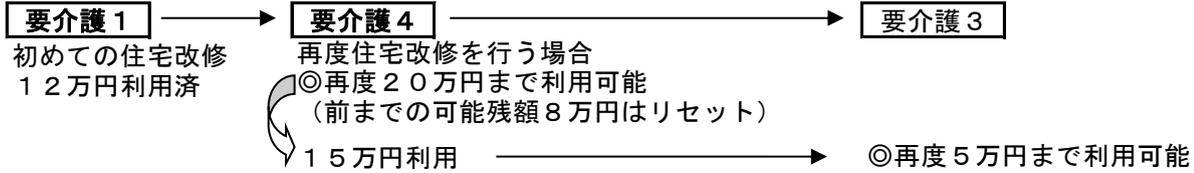


パターン③. 3段階リセットされない

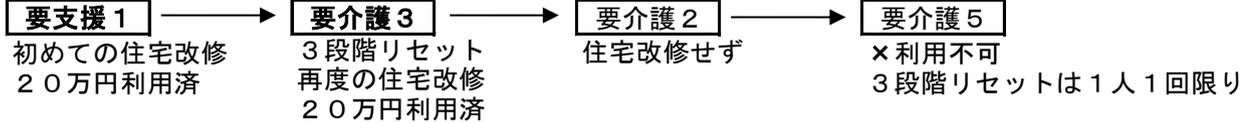


3段階リセットの具体例のつづき

パターン④. 3段階リセット後の利用



パターン⑤. 3段階リセット後の利用その2

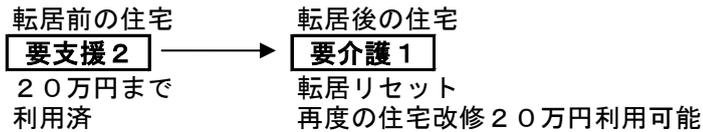


★転居した場合の例外

支給限度額の管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合（転居リセット）には、改めて上限に達するまで住宅改修費の支給を受けられます。（転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住宅については持ち越されず、20万円となります。）

◇具体例

パターン⑥. 転居リセット



パターン⑦. 転居リセットと3段階リセットの組合せ



パターン⑧. 転居リセットと3段階リセットの組合せその2

